

クラブ会則

第 1 条（定義）

本会則は、ピラティススタジオ「Pocket Mapila」（以下総称して「本クラブ」という）の会員及び会員であった方（以下総称して「会員」という）、その他本クラブを利用するすべての方に適用されます。

第 2 条（運営・管理）

本クラブは株式会社 I N S P A 及び株式会社 I N S P A が管理運営を委託した会社（以下「会社」という）が運営・管理を行います。

会社は運営上または安全管理上、営業時間、休館日、サービス内容、スタジオプログラム、インストラクター、利用方法、その他施設の運営に関する事項を変更する場合があります。変更を行う場合は、原則として事前に会員へ告知するものとします。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第 3 条（目的）

本クラブは、会員が本クラブ施設を利用することによって、会員が追及する健康及び美容の維持、増進を図ることを目的とします。

第 4 条（会員制度）

1. 本クラブは会員制とします。
2. 本クラブに入会を希望される方は、本会則に基づく入会契約を会社と締結するものとします。
本会則及び入会契約は会員として在籍する期間（及び退会後も本会則・入会契約が定める範囲）において有効とします。
3. 会員は、入会する際に本クラブ店舗ごとに定められた会員種別を選択し、当該種別所定の利用範囲に応じて諸施設を利用することができます。
4. 本クラブは、会員の種別及びその内容を設定もしくは変更または廃止することがあります。
5. 会社の施設を利用される方、または会社が提供するオンラインサービス（予約サイト・アプリ・会員限定コンテンツ等）を利用される方は、本規約に同意のうえ、会員登録を行う必要があります。

第 5 条（会員ID）

1. 本クラブは会員に対し、1人 1アカウント会員IDを発行します。
2. 会員は本クラブの利用に際し、ポータルサイトより会員IDを提示しなくてはなりません。
3. 会員証は、本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。

第 6 条（ビジター）

1. 本クラブは原則として会員制とします。ただし、会社が承認したイベント等においては、会員以外の者であっても本クラブを利用できるものとします。
2. 会員以外の方(以下総称して「ビジター」という)は、以下の条件を全て満たす方に限り、店舗施設を利用することができます。
 - ① 第 8 条の会員資格に準じる方
 - ② 本クラブ利用に際し、別に定めるビジター利用料をお支払いいただいた方
3. ビジターには、本会則を準用します。この場合、本会則中「会員」を「ビジター」と読み替えるものとします。

第 7 条（施設の利用）

会員は、別途定める会員種別ごとの内容でのみ本クラブを利用できるものとします。なお、自らの種別以外の内容で本クラブを利用する場合は別途料金を支払うものとします。

第 8 条（入会資格）

1. 本クラブの入会資格は、以下の項目全てを満たした方とします。
 - ① 本クラブ会則及び諸規定を遵守される方
 - ② 18歳以上の方
 - ③ 暴力団または反社会的な組織の関係者でない方
 - ④ 刺青（ファッションタトゥーを含む）のない方、またはクラブ施設内での活動において刺青が他の会員に見えないよう適切な措置を取れる方
 - ⑤ 医師等により運動または本クラブが提供するサービスの利用を禁じられていない方
 - ⑥ 心臓病、高血圧症、精神病及びこれに類する疾患のない方
 - ⑦ 妊娠していない方
 - ⑧ 感染症及び感染性のある皮膚病のない方
 - ⑨ スポーツクラブ等、会員制の団体より除名等の処分を受けたことのない方
 - ⑩ その他、本クラブまたは会社が会員として適さないと判断した方
2. 前項各号の要件を欠く方であっても、本クラブまたは会社の判断により入会を認める場合があります。

第 9 条（入会手続）

1. 会員の資格は、入会希望者が本クラブ所定の入会申込手続きを行い、それに伴う本クラブの入会承認を得たうえで、所定の費用の払い込みを本クラブが確認したときに発生します。

第 10 条（入会金・諸会費）

1. 入会金及び事務手数料、システム登録料、月会費、オプション料、レンタル料、レッスン料、（以下総称して「諸会費」という）は本クラブまたは会社が別に定めます。

2. 諸会費は、会員が本クラブの施設等を利用する権利または会員資格を維持する権利を取得・保持するために支払うものであり、所定の期日までに納入していただきます。
3. 本クラブで実施する有料レッスンについては、別で定める方法にて決済いただくものとします。予約を解除するには、本クラブが別途指定する期限までに所定の手続きをとる必要があります。

第 11 条（諸会費の決済）

1. 会員は本クラブ利用にあたり本クラブまたは会社が定める金額の諸会費を、口座振替の方法によって毎月 27 日に支払うものとします。
2. 会員は施設利用の有無にかかわらず、在籍する限りは所定の諸会費を支払わなくてはなりません。
3. 諸会費は月単位で生じるものとします。
4. 諸会費決済が行われていない会員に対して、本クラブは決済が完了するまで一時的に本クラブの全部または一部施設の利用を差し止めることができるものとします。

第 12 条（損害賠償責任）

1. 会員が本クラブの利用に際して生じた盗難、傷害その他の事故については、本クラブまたは会社の責に帰すべき事由による場合を除き、本クラブまたは会社は一切損害賠償の責を負いません。
2. 会員間に生じたトラブルについては当事者間で解決するものとし、本クラブまたは会社は一切その責を負いません。

第 13 条（会員の損害賠償責任）

会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本クラブもしくは会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第 14 条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、当然に会員資格を喪失します。

なお、第3号および第5号の事由による資格喪失については、第 16 条に定める違約金の支払いは発生しないものとします。

- ① 第 16 条の退会手続きが完了したとき
- ② 第 15 条により本クラブまたは会社を除名されたとき
- ③ 会員本人の死亡について、本クラブまたは会社に届出があったとき
- ④ 第 8 条に定める入会資格を欠いたとき
- ⑤ 本クラブが閉店したとき。なお、第 22 条（店舗統合に伴う会員の移籍）の場合を除く。

第 15 条 (除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本クラブの判断でその会員を本クラブから除名することがあります。会員は除名された時点で会員の資格を喪失し、入会金、諸会費等に関する一切の金銭の返却はしないものとします。

- ① 本クラブの会則または本クラブまたは会社が定めた諸規則に反する行為があった場合
- ② 本クラブの名誉または信用を損ねる行為または秩序を乱す行為があった場合
- ③ 本クラブの施設等を故意または重大な過失により損壊した場合
- ④ 法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があった場合
- ⑤ 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があった場合
- ⑥ その他本クラブの会員としてふさわしくないと本クラブが判断した場合

第 16 条 (退会)

1. 会員が自己都合で退会する場合は、毎月 10 日（応当日が休館の場合は前営業日）までに本クラブが規定する退会届の提出による退会手続きを完了させた場合に、当該月末をもって退会とします。電話・Web メール・本クラブが規定する書式でない文書での申し出はこれを認められません。
2. 退会届の提出が第 1 項所定の期日を過ぎた場合には、翌月月末日をもって退会となります。
3. 退会月の諸会費は、実際の利用がなくてもこれを全額支払わなければなりません。
4. 在籍継続期間を条件として諸会費の割引特典の適用を受けた会員が、当該在籍継続期間に係る条件を充たす前に退会となった場合又は除名された場合当該特典は無効となります。この場合、会員は本クラブに対し、別途定める所定の違約金を支払うものとします。
5. 会員は退会手続きが完了するまでの間の諸会費を支払う義務があり、諸会費ならびに違約金に未納金がある場合には退会後であっても全て完納するものとします。
6. 会員が諸会費を 3 ヶ月以上滞納し、本クラブまたは会社から催告を受けたにもかかわらず支払わない場合には、退会とします。

第 17 条 (会費の返金)

1. 一旦納入いただいた諸会費は、本会則、入会契約もしくは法令の定めまたは本クラブまたは会社が認めるやむを得ない理由がある場合を除き、返金いたしません。
2. 会員が入会後、第 4 条に定める入会契約所定の利用開始日以前に入会取り消しの申し出をする場合は、本クラブの定めたキャンセル料を支払うものとし、お支払済み諸会費との差額を返金するものとします。
3. 会員が諸会費を複数月前払いしている場合において、その期間中に退会した場合の諸会費返金については、本クラブまたは会社が別途定める基準によるものとします。
4. 妊娠を理由に退会する場合には、その届出日(母子手帳を提示していただきます)を退会日とし、退会月の月会費は日割り計算し返金します。

5. 傷病を理由に退会する場合には、その届出日(運動の禁止または運動不能であることを証明する医師の診断書を提示していただきます)を退会日とし、退会月の月会費は日割り計算し返金します。

第 18 条 (変更手続)

会員が会員種別の変更を希望する場合には、毎月 10 日(応当日が休館の場合は前営業日)までに本クラブ指定の変更届を提出するものとし、翌月 1 日からの変更となります。

電話・Web メール・本クラブまたは会社が規定する書式でない文書での申し出はこれを認めません。

第 19 条 (諸規則の遵守)

会員は、本クラブの諸施設の利用にあたり、本会則および施設利用約款を遵守し、本クラブの施設スタッフの指示に従っていただきます。

第 20 条 (変更事項の届出)

会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに本クラブに変更を届け出るものとします。

第 21 条 (店舗の閉鎖・休業)

1. 次の各号に該当し施設の利用に支障が生ずる場合には、本クラブまたは会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。

- ① 法令が制定・改廃されたことにより、施設の利用に支障が生じたとき
- ② 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき
- ③ 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき
- ④ 安全を維持できない等クラブが必要と判断した場合
- ⑤ 経営上必要があると認められたとき
- ⑥ その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと本クラブまたは会社が判断したとき。

2. あらかじめ閉鎖・休業が予定されている場合は、原則として 1 ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

3. 本条に基づく休業期間が 15 日を超えた場合には、当該休業期間の日割相当分の支払済み会費を以後の会費に充当することとします。

第 22 条（店舗統合に伴う会員の移籍）

1. 会社が運営する店舗間での統合が行われ、会員が通常利用している店舗（以下、「在籍店舗」という）が閉店する場合、当該会員は統合先の店舗へ自動的に移籍するものとします。移籍を希望しない会員は、所定の期日までに在籍店舗での退会手続きを行う必要があります。
2. 移籍または退会に関する手続きは、会社が定める通りに行われます。会社は、店舗統合および会員移籍に関する情報を、ホームページの記載、館内掲示、メールやSNSを通じて会員に通知します。

第 23 条（放置物の取り扱い）

1. 本クラブにおける放置物、または会員・利用者の遺失物について、会社は 1 ヶ月間保管するものとし、その間に受取りが無い場合、会員は一切の権利を放棄したものとし、会社にて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合、会社は上記期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。
2. 本クラブ店舗内で遺失物を拾得した会員は、会社に当該遺失物を引き渡したことをもって、当該遺失物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。

第 24 条（個人情報保護）

会社は、会社及び本クラブの保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

第 25 条（諸会費等の変更）

本クラブは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸会費を、社会情勢の変動に基づいて変更することができます。

第 26 条（通知方法）

本クラブまたは会社から会員に対する通知は、会員から届け出のあった住所、電話番号またはメールアドレス宛に行うものとします。

第 27 条（会則の改定）

1. 会社は以下のいずれかに該当する場合、本会則を必要に応じて、改定することができます。
 - ① 会員の一般の利益に適合するとき。
 - ② 本会則の目的に反せず、合理的な範囲であるとき。
2. 改定された会則は、本クラブ所定の方法により告知した効力発生日から効力を生じ、以降、本クラブの全会員に適用されるものとします。

第 28 条（告知方法）

本会則及び本クラブまたは会社の定める諸規則に関する告知は、以下の事項をあらかじめHP及び本クラブ施設内に掲示する方法により行うものとします。

- ① 本会則を変更する旨
- ② 変更後の本会則の内容
- ③ 変更後の効力発生日

第 29 条（会員管理システム及び会員ポータルサイト）

1. 会社のサービスは、本規約に含まれるサービス利用規約およびサービス利用条件を十分に理解し同意いただくことによってご利用いただくことができます。会員はサービスの利用、サービス利用の休会、サービス利用内容の変更、解約等、会社が定める方法に従って申し込みを行うものとします。
2. 会社のサービスを利用する上での会員 ID(メールアドレス)およびパスワードの管理については、会員が責任をもって行うものとし、会員が会員 ID およびパスワードの管理を怠った故に発生するいかなる損害、第三者による会員 ID およびパスワードの不正利用において発生するいかなる損害についても、会社は一切の責任を負わないものとします。また、会員は会員 ID およびパスワードを登録する場合、正確な情報を登録し、常にその登録内容が最新のものとなるよう、会社が定める方法に従って適宜修正を行うものとします。
3. 会社は、会員 ID およびパスワードの不正利用を確認した場合、会員、登録者、登録情報に含まれる担当者による事前承諾を得ることなく、その会員 ID およびパスワードの利用を停止または削除することができるものとします。また、その際に会員、登録者、登録情報に含まれる担当者、およびその他の第三者に発生するいかなる損害においても、会社は一切の責任を負わないものとします。
4. 会社のサービスを利用するために必要な携帯電話機やコンピュータおよびその備品に関わる費用、メール受信や Web 閲覧に必要な通信料金は会員が負担するものとします。
5. 会員は、会社が必要に応じてサービス利用に関する案内、確認、催促、サービスの利用およびその申し込みに関わる契約情報の通知等を、会員情報として登録された電子メールのアドレスに対して行うことを承諾し、各種通知を遅延なく閲覧するものとします。
6. 会社は、会社からの電子メールが会員情報として登録した電子メールのアドレスに到着することを保証するものではありません。送信先の電子メールアドレスやインターネットの環境やメールアドレスの誤記等、会社の責に基づかない事由により、会社が送信したメールが送信先に届かなかった場合、会員、登録者、あるいは第三者が受けた損害について、会社は一切の責任を負わないものとします。

2026 年 8 月 1 日 制定

施設利用約款

第1条（適用）

本利用約款は株式会社 I N S P A 及び株式会社 I N S P A が管理運営を委託した会社（以下「会社」といいます）が管理運営するピラティススタジオ「Pocket Mapila」（以下「本クラブ」と総称し、本クラブの施設を「本施設」といいます）の施設利用者（施設内に入館したすべての方をいいます）に対して適用されます。

第2条（約款の改定）

1. 会社は以下のいずれかに該当する場合、本約款を必要に応じて改定することができます。
 - ① 会員の一般の利益に適合するとき。
 - ② 本会則の目的に反せず、合理的な範囲であるとき。
2. 改定された約款は、本クラブ所定の方法により告知した効力発生日から効力を生じ、以降、本クラブの全会員に適用されるものとします。

第3条（告知方法）

本約款に関する告知は、以下の事項をあらかじめHP及び本クラブ施設内に掲示する方法により行うものとします。

- ① 本約款を変更する旨
- ② 変更後の本約款の内容
- ③ 変更後の効力発生日

第4条（利用資格）

本施設は、次の各号の条件をすべて満たす方に限り利用できます。

- ① 本クラブの会員、または会則等の諸規則に基づいて利用が認められた方。
- ② 施設利用に支障がない健康状態であると自ら申告し、自らの責任において利用される方。

第5条（利用の方法）

1. 施設利用者は、施設へ入館・入室するとき、及び退館・退室するときに、本クラブ所定の手続きを行わなければなりません。
2. 施設利用者は、施設の利用にあたり、本クラブの諸規則及び本施設に掲示してある利用方法を遵守しなければなりません。
3. 施設利用者は、本施設の利用にあたり、本クラブの指導員または従業員の指示があった時はそれに従わなければなりません。
4. 利用の方法は本クラブごとに定めるものとし、管理運営上の諸事情やサービス向上のため、変更する場合があります。
 - ① 前項の変更を行う場合は、原則として事前に会員へ告知するものとします。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第6条（利用可能日時）

本クラブ施設の利用可能な日時は、本クラブが本施設ごとに別途定める営業日・営業時間とします。

1. 管理運営上の諸事情やサービス向上の一環として、営業時間・休館日の変更または臨時休業をすることがあります。

① 前項の変更を行う場合は、原則として事前に会員へ告知するものとします。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第7条（マシンピラティスレッスン予約）

1. レッスン予約

① 利用者は、スタジオ内におけるインストラクターによるマシンピラティスのサービスに参可するには、あらかじめ所定の手続きを行ってレッスンの予約を行う必要があります。予約なしにレッスンに参加することはできません。

② 所属店は、利用者の1日あたり又は一定期間あたりの受講可能クラス数・種類等を制限する場合があります。

③ 所属店のレッスン予約は、スケジュール公開日から可能です。

2. 予約キャンセル、ペナルティ

① 利用者は、予約したレッスンをキャンセルする場合、所定のキャンセル手続きを行う必要があります。

② 規定のキャンセル可能時間を過ぎてレッスンをキャンセルする場合、1回分のレッスンを受講したものとみなされます。

③ 予約したクラスをキャンセルすることなく不参加だった場合、1回分のレッスンを受講したものとみなされます。

④ 直近30日間のうち、3回レッスンを無断でキャンセルした場合、その後10日間は予約不可とさせていただきます。

3. チケット購入、返金

① 月会費(契約プラン)とは別にチケットを購入することで、追加レッスンを受講いただくことが可能です。(契約プランのレッスン予約可能枠数を超えて追加予約が可能です。)

② チケットの有効期限は購入月の月末までとします。

③ 購入いただいたチケットは、法令の定めまたは本クラブが認めるやむを得ない理由がある場合を除き、未使用分を含めて返金はいたしかねます。

④ 予約されたレッスンを規定のキャンセル可能時間までにキャンセルすることなく不参加だった場合、1回分のレッスンを受講したものとみなされます。(無断キャンセルとしてチケット消化されます)

⑤ チケットの譲渡はできません。

第8条（利用の禁止）

1. 第2条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する方は、本クラブの施設を利用できません。

① 本クラブの諸規則に違反し、または違反するおそれのある方

② 本クラブの名誉または信用を傷つけ、または傷つけるおそれのある方

③ 本クラブの秩序を乱し、または乱すおそれのある方

④ 伝染病その他第三者に感染するおそれのある疾病に罹患している方

⑤ 暴力団関係者または反社会的な組織の関係者の方

⑥ 刺青（ファッションタトゥーを含む）のある方で、クラブ施設内での活動時に刺青が他の会員に見えないよう適切な措置を取れない方

- ⑦ 医師等により運動を禁じられている方、または妊娠されている方
- ⑧ 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方
- ⑨ 飲酒、薬物の摂取等により、正常な施設利用ができないおそれのある方
- ⑩ その他、本クラブが施設利用を適当ではないと認める方

2. 但し、各号のいずれかに該当する方であっても、本クラブの判断により利用を認める場合があります。

第9条（禁止行為）

施設利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- ① 第三者や施設スタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること
- ② 第三者や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為
- ③ 第三者や施設スタッフに物を投げる、壊す、叩くなど、恐怖を感じさせる危険な行為
- ④ 第三者や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等のストーカー行為
- ⑤ 第三者や施設スタッフに対し、大声や奇声を発し、行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為
- ⑥ 本クラブの施設・器具・備品の損壊や落書きや造作、備品の持ち出しをすること
- ⑦ 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為
- ⑧ 無許可での写真・ビデオ撮影、録音等や、指定場所以外での携帯電話の使用
- ⑨ 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
- ⑩ 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み
- ⑪ 刃物など危険物の館内への持ち込み
- ⑫ その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認める行為（カスタマーハラスメントに該当する行為を含むが、この限りではない）

第10条（施設からの退去）

施設利用者は、以下の場合に本クラブの指導員または従業員より施設からの退去を求められた時は、それに従わなければなりません。

- ① 本利用約款に違反し、または違反するおそれのある場合
- ② 本クラブの施設内における秩序を乱し、または乱すおそれのある場合
- ③ その他本クラブが必要と認めた場合

第11条（私物の管理）

- 1. 施設利用者は、施設利用中、自らの責任において私物の管理を行うものとします。
- 2. 施設内における私物の盗難、紛失、破損等について、当クラブは、当クラブの責に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

2026 年 8 月 1 日 制定